

# ホテル施設利用規約

(適用範囲)

## 第1条

当ホテルの全施設（以下総称して「当ホテル内諸施設」といいます。）をご利用の来館者に適用させていただきます。ただし、宿泊約款等に本規則と異なる規定がある場合は、当該規定が優先します。

(火災予防及び保安に関する事項)

## 第2条

- (1) 喫煙場所以外での喫煙はお断りいたします。
- (2) バックヤード、非常階段、機械室などお客様用以外の施設に立ち入らないでください。
- (3) ホテル内への暖房用・炊事用等の火気使用器具の持ち込みはご遠慮ください。
- (4) 消防用設備等には、非常の場合以外はお手を触れないでください。
- (5) ご滞在中お部屋から出られる時は、ドアの施錠をご確認ください。
- (6) ご滞在中や特にご就寝の時はドアの内鍵をお掛けください。来訪客があった時は不用意に開扉なさらずにご確認ください。万一、不審者と思われる時はただちにフロントにご連絡ください。
- (7) ご訪問客とのご面会はロビーにてお願いいたします。
- (8) 宿泊登録者以外のご宿泊は、堅くお断りいたします。

(お預り品、お忘れ物等の取り扱いに関する事)

## 第3条

- (1) お預り品の保管は、宿泊約款第16条の宿泊客の手荷物又は携帯品の保管の規定によります。
- (2) お忘れ物、拾得物の処置は法令に基づいてお取り扱いさせていただきます。

(反社会的勢力等の施設利用の禁止に関すること)

#### 第4条

次に掲げる組織、個人については、当ホテル内諸施設のご利用をお断りいたします。

- (a) 暴力団、暴力団員、暴力団関係団体及びその関係者
- (b) 暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体の関係者
- (c) 反社会的団体、反社会的団体員及びその関係者
- (d) 暴行、傷害、脅迫、恐喝、威圧的不当要求及びこれに類する行為が認められる場合
- (e) 心神耗弱、薬物等による自己喪失などご自身の安全確保が困難であったり、他のお客様に危険や恐怖感、不安感を及ぼす恐れがある者
- (f) 第5条の「その他禁止事項」について、当ホテルより注意を受けて直ちにその行為を止めなかった者

(その他禁止事項)

#### 第5条

- (1) 暴行、傷害、脅迫、恐喝、詐術、業務妨害、威圧的不当要求及びこれに類する行為
- (2) 高声、放歌、喧騒な行為または著しく異常な言動等、他人に嫌悪感を与えたり、迷惑を及ぼす行為
- (3) 発火又は引火しやすい火薬や揮発油類、その他危険性のある物品、悪臭又は強い匂いを発する物品、著しく多量又は常識的な大きさを越える荷物や物品、騒音を発する物品、その他法令で所持が禁止されている物品等のホテル内への持ち込み
- (4) 賭博等の犯罪行為、その他風紀や治安を乱すような行為
- (5) 許可なく広告・宣伝物の配布や物品の販売、営業行為等を行うこと
- (6) 許可なくビラ等の配布、署名活動、政治活動、宗教活動、集会の開催等を行うこと
- (7) 犬（身体障がい者補助犬は除く）・猫・小鳥等の動物、ペット類全般、及び家畜類をお持込みになること
- (8) 当ホテル内の諸設備や備付品を移動すること
- (9) 当ホテルの建造物、諸設備、備付品その他の物品を損傷し、汚染し又はその所在を不明とすること
- (10) 本来の使用目的以外での当ホテル内諸施設のご利用
- (11) 当ホテル内で撮影された写真やビデオ等を当ホテルの許可なく営業上の目的で公にすること
- (12) 法令若しくは公序良俗に反し又は法令で禁じられている行為
- (13) その他当ホテルが不相当と判断する行為